

県と周辺自治会の皆さんとの話し合い概要

日 時 平成23年3月28日(月) 午後7:30~10:30
 場 所 栗東市中央公民館 2階会議室
 出席者 周辺自治会: 6自治会 21名
 滋賀県: 琵琶湖環境部次長以下9名
 栗東市: 環境経済部長以下5名
 委託業者: 建設技術研究所3名
 市議会議員: 2名
 傍聴者: 3名
 報道: 1名 出席者合計: 44名

■話し合い概要

◇議題

1. 1次調査結果について(中間報告)
2. 廃棄物上の追加分析について
3. 浸透水水質観測井戸位置について
4. その他
 - (1) 下水道接続工事
 - (2) 今後の進め方

◇県の説明

- 1次調査結果について(中間報告)
 - ・分析は3分の1程度終了。ヒ素について一部環境基準を超えて検出(ホウ素は一部環境基準の1/3を超えて検出)。
 - ・筋掘り箇所からは一部VOCが特別管理産業廃棄物基準を超えて検出。
 - ・ドラム缶が掘り出された場所からは環境基準を超えてVOCは検出されず。
- 廃棄物上の追加分析について
 - ・溶出試験は環境省告示第46号に準じて行う。
 - ・含有試験は環境省告示第19号に代えて底質調査法で実施し、そのうち含有量の多かった試料について溶出特性を把握するための溶出試験をpHを調整して行う。
 - ・1次調査評価後、対策工の基本的な考え方について共通認識を持った上で、2次調査に進みたい。
- 浸透水水質観測井戸位置について
 - ・新設の井戸の位置については、表層ガス調査でVOCや硫化水素が高濃度で検出された場所等、現段階では5箇所を選定した。
 - ・今後調査を進めていく中で、井戸を設置すべき場所があれば、追加もありうる。
- その他
 - ・下水道の配管については、市道を通すということで市に了解をもらった。
 - ・概略スケジュールでは、連休明けに対策の基本的な確認を行い、2次調査の計画を及び具体的な対策を立て、24年度中には実施計画書に対する環境大臣の同意

を得たい。

◇主な質問及び回答

○1次調査結果について

- ・キツイ臭いのする特管廃棄物相当の廃棄物土壌は重油由来ということであるが、その中には毒性の強いものもあり、ガスクロで出てくると思うので、それは出してもらいたい。
⇒重油というのは一つの物質ではなく、複数のものの混合物である。ガスクロマトグラフのコピーを提示する。
- ・重油には有害物質が必ず含まれているのか。
⇒テトラクロロエチレン・シス1,2ジクロロエチレンは重油には含まれていない
ベンゼンは不純物として含まれている。

○廃棄物土の追加分析について

- ・環境省告示第19号で試験して除去の対象を検討してもらいたかったのに、なぜ急に方法を変えたのか、客観的な基準が無い、納得がいかない。
⇒公定法よりも過酷な条件下で、溶出試験をして全てだすというものであり、一般的な方法ではない。
- ・pHは1.1近くなったこともあった。pH調整が甘いのではないか。
⇒pHは現状に合わせた調整値であるが、今ボーリング調査を実施しているので、どういふpHが出てくるかは確認する。

○浸透水水質観測井戸位置について

- ・井戸を設置しても、水がなくなる可能性はあると思うが、そうなった場合はどうするのか。
⇒粘土層に穴があいているところもあるので、水が採取できなくなる可能性はある。その場合はガス等の観測井として使えると思うし、新たに井戸を設置することもあると思う。
- ・北尾団地に近いほうのボーリング孔は既に井戸仕立てにしてあるという情報を得たが事実か。事実であるなら納得はいかない。全て話し合いで決める約束であったのに、北尾自治会と勝手に決めている。県は周辺自治会との約束を反故にしたのか。とても合意などできない。
⇒人家の近くで何回も大きな音を立てて迷惑をかけられないので、とりあえず井戸を設置した。この対応は北尾団地からの要請ではなく県としての判断である。もしこの位置が不適切であれば、適切な位置で北尾自治会と話をし井戸を設置する。井戸位置は周辺自治会と協議してきめる考えであり、既に井戸位置を決定したわけではない。

県と周辺自治会の皆さんとの話し合い概要

日時 平成23年4月12日(火) 午後7:30~9:45
場所 栗東市中央公民館 2階会議室
出席者 周辺自治会: 6自治会 33名
滋賀県: 循環社会推進課管理監以下9名
栗東市: 環境経済部長以下4名
委託業者: 建設技術研究所2名
県議会議員: 1名
傍聴者: 1名
報道: 1名
出席者合計: 51名

■話し合い概要

◇議題

1. 浸透水水質観測井戸の位置について
2. その他

◇県の説明

- ・ 1次調査での既存井戸の状況を踏まえ、浸透水観測井戸の位置を選定する。井戸は5箇所設置(既設井戸と併せて10箇所)。
- ・ 周縁地下水観測井戸は2次調査において位置を決める。
- ・ 既設の処分場内浸透水観測井戸の内、2箇所は水位が無く使えない状態である。
- ・ 粘土層の破れているところは、浸透水が帯水層に入りやすい状態になっている。

◇主な質問及び回答

- ・ 粘土層が無く砂層のままの場所の井戸はどうするのか。
⇒浸透水が砂層に漏れ出さないように処理して、浸透水のみを採取する。
- ・ 地下水用の井戸を設置する場合は粘土層破壊部分も考慮して設置してもらえるのか。
⇒有害物調査検討委員会の助言を得て検討する。
- ・ (配付資料を見て) 粘土層の破れている範囲はこんなに小さくないはず。
⇒既存の地質調査データで資料を作成しているので、現在は資料にある範囲かどうかは不明。現在のボーリング調査の結果も踏まえ確認していく。
- ・ 北尾側に入れてあるストレーナーの構造が説明と違う。ストレーナーの周囲に砂を入れるはずでは。
⇒使用するストレーナーは、砂巻きストレーナーである。
- ・ そんなストレーナーでは、フィルターをして水をろ過しているのと同じ。これまでと同じストレーナー構造にしてもらいたい。
⇒一般的に処分場で使用されているものである。調査検討委員会委員の意見を聴き検討する。
- ・ 資料にある浸透水の等高線は古いデータを基にしたもので、現在の状況とはちがうのではないか。県は浸透水が南東から北西に流れているとしているが古いデータを基にした仮説はかなり怪しいのではないか。浸透水が粘土層破壊部分から帯水層に流れているのではないか。どのような仮説に基づき井戸の位置をきめたのか。

⇒現状は分からない。現在の井戸のデータを下に正確な状況を確認していく。また浸透水の状況は季節によっても違うと考えられる。新設の井戸の位置は、既設の井戸の位置を踏まえ、全体をカバーできるような配置にした。

◇その他

- ・特になし